

議案第 90 号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成 12 年川崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中第 20 号を第 25 号とし、第 19 号を第 24 号とし、第 18 号を第 21 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(2) 法第 115 条の 35 第 2 項の規定に基づく同条第 1 項の規定による介護サービス情報の報告に係る公表 1 件につき 5,000 円

政令第 37 条の 2 第 1 項に規定する介護サービス情報の報告に関する計画に従い複数の介護サービス情報の報告を一括して行うものとされている場合は、1 件とみなす。

(23) 法第 115 条の 35 第 3 項の規定に基づく同条第 1 項の規定による介護サービス情報の報告に係る調査 1 件につき 20,000 円

政令第 37 条の 5 第 1 項に規定する介護サービス情報の調査事務に関する計画に従い複数の介護サービス情報の調査を一括して行うものとされている場合は、1 件とみなす。

第 19 条第 1 項中第 17 号を第 20 号とし、第 13 号から第 16 号までを 3

号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の3号を加える。

(13) 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査
1件につき 63,000円

(14) 法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査
1件につき 33,000円

(15) 法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査
1件につき 25,000円

第19条第2項中「申請の」を「申請、報告又は調査の」に、「申請をする者」を「申請若しくは報告をする者又は調査を受ける者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

介護サービス情報の公表及び調査に係る手数料並びに介護医療院の開設の許可等の申請に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。